

防 災 関 係 例 規 類 集

○ 岩 見 沢 市 防 災 会 議 条 例

〔昭和 38 年 2 月 15 日〕
〔 条 例 第 1 号 〕

改正 昭和 40 年 4 月 30 日条例第 10 号
昭和 48 年 4 月 1 日条例第 11 号
平成 12 年 3 月 31 日条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、岩見沢市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岩見沢市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令等によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
- (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 市の教育委員会の教育長
- (7) 岩見沢地区消防事務組合の消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

6 委員の定数は 30 人以内とする。

7 第 5 項第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年4月30日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年4月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第19号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○ 岩 見 沢 市 防 災 会 議 運 営 規 程

昭和 40 年 5 月 20 日
訓 令 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 岩見沢市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）及び岩見沢市防災会議条例（昭和 38 年条例第 1 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第 2 条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である岩見沢市副市長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第 3 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

(議事)

第 4 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することはできない。ただし、緊急のため会長がその必要を認めたときは会議を開き議決することができる。

(委員の異動報告)

第 5 条 防災会議委員が異動等により変更があった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年 6 月 1 日訓令第 16 号）

この規程は、訓令の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

○ 岩 見 沢 市 災 害 対 策 本 部 条 例

〔昭和 38 年 2 月 15 日〕
〔 条 例 第 2 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、岩見沢市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、岩見沢市災害対策本部(以下「本部」という。)の事務を総理する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 岩見沢市災害対策本部運営規程

〔昭和40年5月20日〕
訓令第3号

(目的)

第1条 この規程は、岩見沢市災害対策本部条例(昭和38年条例第2号)に基づき、岩見沢市災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

(本部の組織及び会議)

第2条 本部には、本部長の職務を補佐するために、副本部長を置き、副本部長には副市長をもって充てる。副市長に事故があるとき、又は欠けたときは防災主管部長が代行するものとする。

2 本部長の下に本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長及び各部の部長をもって構成し、災害応急対策の実施、その他防災に関する重要事項について協議する。

3 本部に部及び班を置き、それぞれ関係部課長をその長に充てる。

(事務分掌)

第3条 前条の組織及び事務分掌は、防災計画に定めるとおりとする。ただし、災害の状況により一部の部及び班を設置しないことができる。

2 各部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めておくとともに必要簿冊を備える等体制を整備しておかなければならない。

3 本部長、副本部長、部長、班長、その他班員は、災害対策活動に従事するときは法令等において特別の定めがある場合を除くほか、防災計画に定める腕章を帯用するものとする。

4 本部には、原則として、本部連絡員を置く。

5 本部連絡員は、別に指定した者及び各部長が、それぞれ所属職員のうちから指名する者をもって充てる。

(本部の場所及び本部連絡員)

第4条 本部長は、災害の規模に応じ本部室を市役所内に置くものとする。

2 本部室には「岩見沢市災害対策本部」の標示をするものとする。

(本部の庶務)

第5条 本部の庶務は総務部防災対策室において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、災害対策本部の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年6月1日訓令第17号)

この規程は、訓令の日から施行する。

附 則(平成19年3月29日訓令第9号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日訓令第 6 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○岩見沢市におけるコミュニティの安全と市民の安心を 高める条例

〔平成10年7月1日〕
〔条例第14号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害、事故及び犯罪等(以下「災害等」という。)からコミュニティの安全を確保し市民の安心を高めるために必要な基本理念と基本となる事項を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務と措置等を明らかにすることにより、市民が安心して暮らすことができるまちを実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市、事業者及び市民等は、それぞれの役割を果たしつつ相互に補い合い協働することにより岩見沢市におけるすべての人が安心して暮らすことができる安全なコミュニティづくりに努めなければならない。

(市の責務)

第3条 市長は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、コミュニティの安全と市民の安心を高めるために必要な施策を策定し実施する責務を有する。

(国等及び事業者との連携)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民の安全等を推進するために、国、道その他地方公共団体、関係する公的団体(以下「国等」という。)及び事業者との連携の確保と協働に努めるものとする。この場合において、市は必要があると認めるときは、国等又は事業者との間に、市民の安全等に関する協定を締結することができる。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、人命の尊重を最重点として、その有する施設の安全管理等コミュニティの安全を確保するために必要な措置を講じるとともに国等の行う関連施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、災害等に関する情報、知識等を習得し、身の安全に係る点検を行うなど災害等を防止する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(非常時の措置)

第7条 市は、災害等が発生した場合(以下「非常時」という。)においては、国等と一体となり、事業者及び市民の協力を得て直ちに必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、非常時においては、その能力を活用して、国等の措置に協力して積極的に市民の安全等に貢献しなければならない。

3 市民は、非常時においては、国等及び相互に協力し自助・救済活動に努めなければならない。

(安全なコミュニティづくり)

第8条 事業者及び市民は、地域一体となった連帯感の下に地域の安全と市民の安心を確保するための活動を行う自主的な組織(以下「安全コミュニティ」という。)を形成するように努めなければならない。

2 安全コミュニティは、地域における安全なまちづくりを計画的かつ総合的に進めるように努めなければならない。

3 市は、前項に規定する安全コミュニティの形成及びその活動に対し、必要な支援を行うものとする。
(要援護者への配慮)

第9条 市は、高齢者、障害者、児童その他の非常時において特に援護を必要とする者(以下「要援護者」という。)に配慮し必要な施策を講じるものとする。

2 事業者及び市民は、安全コミュニティにおいて要援護者が安心して暮らすことができるよう配慮し相互に協力しなければならない。

(犯罪被害者等への支援)

第10条 市は、犯罪等(犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)の被害者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、国、道その他の関係機関等と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

2 市民は、犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活を害することがないように努めるものとする。

(啓発活動)

第11条 市は、事業者及び市民が自主性をもって安全なまちづくりを進めるため、安全に関する知識、情報の提供、その他事業者及び市民に対する啓発活動を推進する等、必要な施策を講じるものとする。

(懇話会の設置)

第12条 市長の諮問機関として、コミュニティの安全と市民の安心を高めるために、必要と認めるときは、懇話会を設置することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日条例第7号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。